

「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件の名称

「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

地方独立行政法人大阪市博物館機構では、令和3年度中の開館へと整備を進めている大阪中之島美術館（北区中之島4丁目）（以下、「新美術館」という。）の館内共用空間の魅力及び快適性向上のために、優れたロビーベンチ、サイドテーブル等（以下、「家具」という。）を求め、広く企画・製作提案を募集する。

光が降り注ぐ開放的なパッサージュ空間を建物の中心に有する新美術館は、5700点超の近代・現代の美術、デザイン作品からなる国内屈指のコレクションの魅力を引き出すコレクション展示室や、西日本最大級の企画展示室、魅力的なサービス施設を備えた大規模文化施設となる。

広大な美術館内を巡ること、特に鑑賞のために展示室を往来することは、他では得難い豊かな体験を可能にする一方で、心身共に美術館特有の疲労を招くことがある。このような疲労を効果的に軽減し、より快適な鑑賞体験を提供するためには、優れた質と機能を兼ね備えた家具を、館内に的確に配置する必要がある。また、建築空間の際立つ個性と調和しつつも、そこにシナジーをもたらす家具の存在は、美術館そのものへの評価や信頼に直結するものであり、二度三度の再訪を促す来館者の体験を生み出すものとして、重要かつ不可欠な要素のひとつであると考えている。

本業務は、新美術館が多くの人々に愛されながら、開館後永きに渡って、弛まなく発展的に存続していくために、新美術館の顔ともいえるパッサージュを中心とした共用空間に、視覚的にも機能的にも洗練され、快適に利用できる家具の設置を意図し、実施するものである。卓越したアイデアやデザインとともに、協調性及び事務・事業遂行能力も求められる本業務に、多くの力ある、そして今日のみならず将来の美術館のイメージを創造する未来志向の事業者の応募を期待する。

(2) 委託業務内容

本業務は、新美術館の顔ともいえるパッサージュを中心とした共用空間の特性や快適性を高めるために、最適な家具の提案に基づき、製作・選定及び設置を行う。

詳細は、別紙1「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置業務委託仕様書を参照のこと。

(3) 契約上限金額

金 35,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和3年4月上旬～ 令和3年12月24日（金）

(5) 納入場所

大阪中之島美術館（大阪市北区中之島4丁目）

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約主体

この契約は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下、「本機構」という。）が締結する。

(2) 契約の方法

地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は委託者と協議の上、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、委託者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(3) 委託料の支払

業務完了後、委託者の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」、別紙3「著作権に関する特約条項」及び別紙4「製造物責任法に関する特約条項」参照

(5) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(6) 再委託について

ア 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

エ 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(7) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

イ 本委託契約に係る規則・要綱等は本機構の規定に準拠するものとする。

4 参加資格等

本事業に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 法人の場合は、直近 1 年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。個人の場合は、直近 1 年において、賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税（東京都の場合は特別区住民税・都民税）及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症による納付期限の延長手続きがされている場合は、この限りではない。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ 本業務の主幹となりデザイン、設計等（以下、「制作」という。）を主導する技術者（以下、「主任技術者」という。）を、参加する事業者内から指名し、配置すること。主任技術者については下記（ア）（イ）の条件を共に満たすこと。
- (ア) [制作実績] 業務委託又はメーカー発注によって、あるいはメーカー従業員としての業務によって企業・団体、公共・商業施設等の家具の制作を行い、実際に製作されたことがあること。（自主制作・製作を除く）
- (イ) [外部評価] 以下①～④のいずれかに該当すること。
- ① デザイナー、建築家、工芸家、家具・什器制作者等としての受賞歴があること。ただし、賞の存在が現在、一般に確認可能なものに限る。
- ② コンペ等において、自らが制作した家具・什器が最終選考の対象となったことがあること。ただし、コンペの存在が現在、一般に確認可能なものに限る。
- ③ デザインや建築に関連する分野・教科を担当する講師・教員歴（高等学校以上の教育機関に限る。社会人教育及び生涯学習機関を含む）があること。常勤、非常勤は問わない。
- ④ 建築設計や建設関連企業、家具・什器のメーカー等に所属し、5 年以上の家具・什器の継続した制作者歴があること。
- キ 本業務の家具製作を適切かつ安全に主導できる技術者（以下、「製作技術者」という。）を、参加する事業者内から指名し、配置すること。なお、主任技術者と製作技術者を兼務することは妨げない。
- ク 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して参加申請する場合は、上記アからオの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- (ア) 共同事業体の構成員は、代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の完遂、つまり設計のみならず製作にも責任をもつことのできる事業者とし、その者が技術提案書の提出を行うこと。
- (イ) 共同事業体の代表者は、「上記カの実績を有する主任技術者」と「製作技術者」を、構成員から指名し、配置すること。
- (ウ) 参加申請以後の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (エ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている共同事業体届出書兼委任状（様式 9）を提出すること。
- (オ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担

及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

(カ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

(キ) 各構成員は複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 主なスケジュール

● 公募開始	令和2年9月28日(月)
● 説明会申込期限	令和2年10月7日(水)
● 説明会	令和2年10月16日(金)
● 質問の受付期限	令和2年10月21日(水)
● 質問に対する回答	令和2年10月28日(水)(予定)
● 参加申請関係書類の提出期間	令和2年11月5日(木)～11月11日(水)(<u>必着</u>)
● 参加資格決定通知	令和2年11月17日(火)(予定)
● 第1次審査書類の提出期間	令和2年11月30日(月)～12月2日(水)(<u>必着</u>)
● 第1次審査	令和2年12月中旬
● 第1次審査結果通知	令和2年12月下旬
● 第2次審査書類の提出期間	令和3年3月1日(月)～3日(水)(<u>必着</u>)
● 第2次審査及びプレゼンテーション	令和3年3月中旬
● 第2次審査結果通知及び公表	令和3年3月中旬
● 契約締結・業務開始	令和3年4月上旬
● 業務完了	令和3年12月24日(金)

6 応募手続きに関する事項

(1) 説明会の開催

下記の日程で説明会を開催する。説明会では床材のサンプルを展示し、内装仕上情報についても開示するとともに、VI(ヴィジュアル・アイデンティティ)のイメージとコンセプトの概略を伝える。説明会に参加する場合は、「説明会参加申込書(様式1)」を令和2年10月7日(水)午後5時までに、「本要項10」に記載の提出先へ持参のほか、送付またはEメールにて事前に申し込みをすること。電話での申し込みは受け付けない。Eメールによる申し込みの場合は、件名「【説明会参加申込:「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置業務委託】」と明記し、送付及びEメール送信後は必ず電話にて到着確認を行うこと。説明会には、1参加者について2名まで出席可能とする。なお、本プロポーザル案件への応募にあたって、説明会への参加は必須とはならないが、やむを得ず参加できない場合は代理人を立てるなどし、参加することを強く推奨する。

日時: 令和2年10月16日(金)

1回目: 午前11時～午後0時30分/2回目: 午後2時～午後3時30分

※ 上記いずれの回の参加となるかは、「説明会参加申込書(様式1)」に記載された申込者のEメールアドレス宛てに通知する。

場所: 大阪歴史博物館 4階 第1研修室(大阪府中央区大手前4丁目1-32)

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期限

令和2年9月28日(月)の公募開始から令和2年10月21日(水)午後5時まで

イ 提出方法

「質問書」(様式2)を「本要項10」に記載の提出先まで提出すること。持参のほか送付またはEメールによる提出を可とするが(送付の場合は期限までに必着)、送付及びEメール送信後は必ず電話にて到着確認を行うこと。

※ Eメールによる提出の場合は、件名欄に「【質問書:「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置業務委託】」と明記すること。

※ 電話や口頭での質問は受け付けない。説明会での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和2年10月28日(水)(予定)に本機構ホームページ <https://ocm.osaka>にて行う。

(3) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

[単独法人等の場合]

個人事業主や個人での単独応募も可とする。

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(単独法人等用)(様式3-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(ウ) 業務実績調書(様式5-1)。「本要項4」のカ(ア)に求める主任技術者の[制作実績]を1件記載し、実績を証明する資料(業務委託及び内容が確認できる契約書、納品書や請求書の写し)と、制作実績に値する製作家具が確認できる画像・設計図面等を掲載した書類を添付すること。また、「本要項4」のカ(イ)に求める[外部評価]を1件記載し、実績を証明する資料(受賞通知書や講師出講、教員採用・在籍関係書類等)を添付すること。なお、在籍証明書は(様式5-2)もしくは任意の様式にて作成すること。

(エ) 使用印鑑届(様式6)

(オ) 印鑑登録証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:原本】

(カ) 法人又は事務所等の概要を記載し提出すること。(様式7-1)(様式7-1の「事業者の沿革及び主な事業内容」については、パンフレットやホームページの写し等の業務内容がわかるものの添付でも可とする)

単独個人で応募する場合は、個人の経歴がよく分かるように記載し提出すること。(様式7-2)

(キ) 法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)

個人の場合は住民票【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し】

(ク) 直近1カ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税又は特別区民税・都民税)及び固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

(コ) 直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書の写し、もしくは直近1カ年分の収支内訳書の写し

※ (ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。なお、新型コロナウイルス感染症による納付期限の延長手続きをしている場合は、手続きをしていることがわかる書類の写しも添付すること。

※ (ク)～(コ)は、単独個人での応募や会社設立1年未満である場合、課税売上高が免税点以下であった

ために課税期間の納税義務が免除されている場合等、何らかの理由により納税証明書等を提出できない場合は、その理由を記載した理由書（様式8）を提出すること。

※ (エ) ～ (ロ) は、令和元・2・3年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする。（様式3-1に承認番号を記載すること）

[共同事業体の場合]

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）（様式3-2）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 業務実績調書（様式5-1）。「本要項4」のカ（ア）に求める主任技術者の[制作実績]を1件記載し、実績を証明する資料（業務委託及び内容が確認できる契約書、納品書や請求書の写し）と、制作実績に値する製作家具が確認できる画像・設計図面等を掲載した書類を添付すること。また、「本要項4」のカ（イ）に求める[外部評価]を1件記載し、実績を証明する資料（受賞通知書や講師出講、教員採用・在籍関係書類等）を添付すること。なお、在籍証明書は（様式5-2）もしくは任意の様式にて作成すること。
- (エ) 使用印鑑届（様式6）※ 代表構成員のみ
- (オ) 印鑑登録証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：原本】※ 代表構成員のみ
- (カ) 共同事業体のすべての法人又は事務所等の概要を記載し提出すること。（様式7-1）（様式7-1の「事業者の沿革及び主な事業内容」については、パンフレットやホームページの写し等の業務内容がわかるものの添付でも可）
個人が共同事業体を構成する場合は、個人の経歴がよく分かるように記載し提出すること。（様式7-2）
※ 法人の場合は様式7-1を、個人の場合は様式7-2をそれぞれ作成し、提出のこと。
- (キ) 法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
個人の場合は住民票【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し】
- (ク) 直近1カ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税又は特別区民税・都民税）及び固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書の写し、もしくは直近1カ年分の収支内訳書の写し
- ※ (イ)及び(カ)～(コ)は、構成員となる法人、事務所等すべての事業者・個人について提出すること。
- ※ (ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。なお、新型コロナウイルス感染症による納付期限の延長手続きをしている場合は、手続きをしていることがわかる書類の写しも添付すること。
- ※ (ク)～(コ)は、会社設立1年未満のためや、課税売上高が免税点以下であったために課税期間の納税義務が免除されている等、何らかの理由により納税証明書等を提出できない場合は、その理由を記載した理由書（様式8）を提出すること。
- ※ (エ)～(ロ)は、令和元・2・3年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする。（様式9に承認番号を記載すること）
- (サ) 共同事業体届出書兼委任状を提出すること。（様式9）
- (シ) 共同事業体協定書の写しを提出すること。

イ 提出期間

令和2年11月5日(木)～11月11日(水)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

封筒の裏面に『大阪中之島美術館』家具製作・選定及び設置業務委託参加申請書類在中」と朱書きし、提出期限までに「本要項11」に記載の提出先まで郵送等送付により提出すること。配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとし、提出期限までに必着とする。持参は不可。なお、提出された書類は一切返却しない。

エ 参加資格審査の結果通知

すべての参加申請者に対し、令和2年11月17日(火)(予定)に、様式3-1、様式3-2に記載の担当者Eメールアドレス宛てに通知するので、受信したら通知受取の旨、返信すること。

(4) 審査書類の提出

「本要項7」を参照のこと。

7 審査に関する事項

審査は、第1次審査及び第2次審査の2段階審査方式で、応募者の個人名や団体名を伏せて行う。第1次審査では、プレゼンテーション・パネル、ポートフォリオ、事業実施体制提案書を基に、有識者で構成する会議(以下、「有識者会議」という。)に意見聴取の上、第1次審査通過者(最大5者)を選定する。

第2次審査では、技術提案書、プレゼンテーション・パネル及び見積書の提出を求め、参加者によるプレゼンテーションを行った上で、最優秀案及び次点案を選定する。

(1) 第1次審査

ア 提出書類

(ア) 第1次審査申込書(様式10)

(イ) プレゼンテーション・パネル

下記内容を表現したA2版横パネル(スチレンボードなど簡便なパネルを支持体とすること)を1枚(片面使用)作成すること。文字サイズは12pt以上とする(手書きは可とするが、その場合も概ね12pt以下にならないよう留意すること)。表現方法(文字数、カラー/モノクロ、画像やイラスト、設計図等の有無)は自由とする。

- ① 大阪中之島美術館の方向性やビジョン、またコレクションや収集・活動方針、これまでの準備室における活動、及び建築設計やヴィジュアルアイデンティティのコンセプトを十分に理解し、ふまえた上で、令和3年度に開館し、その後永きに渡って継続的な活動を展開する新しい美術館が持つべき空間における家具のあり方を提案すること。
- ② 下記の「各階における家具や空間のイメージ」に応え、具体的に実現できる家具計画を提案すること。
- ③ 美術館空間と活動における家具の機能を明示し、美術館での鑑賞行動における家具の役割とその重要性や可能性についての考え方を示すこと。
- ④ 美術館空間と活動において、家具の機能や性能、物的及び美的耐久性や維持管理の容易性を十分に担保しつつ、造形性や独創性、象徴性や意味性をどのように実現するのか、美術館が提供すべき

体験に家具がどのように貢献するのかについての考え方を示すこと。

(大阪中之島美術館整備計画) <http://www.nak-osaka.jp/seibi/index.html>

(大阪中之島美術館 整備計画パンフレット 建築編) http://www.nak-osaka.jp/seibi/pdf/seibi_architecture.pdf

(大阪中之島美術館 整備計画パンフレット コレクション編) http://www.nak-osaka.jp/seibi/pdf/seibi_collection.pdf

各階における家具や空間のイメージ及び利用人数目安は次のとおりである。

エリア名	家具や空間のイメージ	利用人数目安
1階パッサージュ	<ul style="list-style-type: none"> 美術館の1階エントランスとして、またイベント・飲食を楽しめる中之島の「街の一要素」としてのポテンシャルを持つ通路状のエリア。講堂のホワイエ空間としても機能し、講堂との境は可動間仕切りとなっており、解放時には一体的な空間となる。 「パッサージュとしての機能を最大化」し、通路機能と滞在機能を併せ持つ空間に適したベンチやソファ等家具。 	25人
2階パッサージュ	<ul style="list-style-type: none"> 美術館のメインエントランスであり、広大なエアボリュームをもつ吹抜けが上層フロアの展示室へとつながる。また四方はガラス張りで、屋外と視覚的に連続するエリア。 展示鑑賞前には、外と内、日常と非日常をつなぎ、期待感、高揚感を歓迎する特別な世界へ誘う入口として、鑑賞後にはその満たされた心持ちや複雑な心境を受けとめ、現実世界へとゆるやかに回帰するゲートとしての空間。 人々が往来する開放空間である「パッサージュとしての機能を最大化」し、視覚的にも機能的にもその魅力を引き立たせる家具。 	35人
4階パッサージュ	<ul style="list-style-type: none"> 2階からの長いエスカレーターを上った後に広がる開放空間。5階へ上がる人、5階から降りてきた人、4階の展示室に向かう人、展示鑑賞を終え2階へ降りる人など、多くの人々とその心境、体験が交わる空間。 鑑賞前の人々にとっては空間の一部として視覚的に機能し、鑑賞後の人々にとっては心身の休息のために機能する家具。 	20人
4階展示室ロビー	<ul style="list-style-type: none"> 休憩場所でありながら、南北に分かれる二つの展示空間をつなぐ通路としての役割を持つ、展示室の延長線上にあたる空間。 ガラス越しに外の景色を眺めながら、展示の余韻を味わう場所。 展示の途中休憩と通路機能を併せ持つ空間に適した家具。 	10人
5階パッサージュ	<ul style="list-style-type: none"> 2本のエスカレーターを乗り継ぎ到達する鑑賞体験のスタート地点。大型の窓からは堂島川や大阪の街景を望める。人々が高揚感を抱きながら訪れるエリアで、開放的なパッサージュ空間のなかで展覧会への期待感をもっとも高まる場所。 鑑賞後には展覧会の余韻を味わったり、同行者と待ち合せたり、次の行動を考えたりする場として機能する家具。最上階のパッサージュ空間のポテンシャルをより一層高める家具。 	25人

5階展示室ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室のなかにあつて外景が開けて、非日常から日常を望むことができる特別な場所。 ・ 長時間の休憩ではなく、展覧会の途中の、しばしの休息や展覧会図録サンプルの参照等を目的とした空間。 ・ 展示から切り離された、「隠れ家」的小空間を演出しつつ、小休憩を充実させる家具。 	10人
----------	--	-----

(ウ) ポートフォリオ

主任技術者の家具制作実績をまとめたポートフォリオを作成すること。ポートフォリオは「本要項 6」(3) ア (ウ) の「業務実績調書」に示す実績を含む内容とし、A4 サイズのクリアファイル (10 ポケット 20 頁まで) を使用して、冊子状の体裁とすること。クリアファイルの中には、これまでの制作物に関する記録を A4 サイズにレイアウトした出力紙を入れても、図面や写真等の現物を入れてもよい。複数の現物を入れる場合は、現物同士が重ならないよう留意すること。

(エ) 事業実施体制提案書 (様式 11)。

本委託業務を遂行する際の実施体制が分かるように記載すること。

イ 提出部数

(ア) は正本 1 部 (記名・代表印を押印したもの) と副本 10 部 (無記名・代表印なし)

(イ) は正本 1 部 (パネル化したもの) と副本 10 部 (正本を A3 に縮小出力した用紙とする。用紙は 90g/㎡とし、四方に 5 mm 程度の縁を設けること。パネル化はしないこと)

(ウ) は正本 1 部と副本 10 部 (正本をコピーし A4 サイズで出力し製本したもの)

(エ) は正本 1 部 (記名・代表印を押印したもの) と副本 10 部 (無記名・代表印なし)。

なお、体制図も無記名とすること。

※ 上記アの「提出書類」(イ) ~ (エ) をそれぞれ PDF データ化し、データ名称に各々 (イ) ~ (エ) の名前をつけ、1 枚の CD-ROM にまとめてデータ提出すること。(イ) (エ) のデータのサイズは 5 MB 以下、(ウ) は 20MB 以下とすること。(エ) については、無記名・代表印なし (体制図も無記名であること) の副本をデータ化すること。

※ 上記 (イ) (ウ) について、本プロポーザルに応募した参加者名が特定できるような表記を行わないこと。また、とりわけ (ウ) ポートフォリオにおいて、参加者名を特定できるような箇所 (住所・所在地、代表者名・ロゴマーク等) には黒塗り等のマスキング処理を行うこと。

ウ 提出期間

令和 2 年 11 月 30 日 (月) ~ 12 月 2 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

エ 提出方法

提出期限までに「本要項 12」に記載の提出先に提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等により提出期限日時 必着 とする。送付の場合は、提出後必ず電話にて到着確認を行うこと。

オ 第 1 次審査の結果通知

すべての参加者に対し、令和 2 年 12 月下旬に様式 3-1、様式 3-2 に記載の担当者 E メールアドレ

ス宛てに通知する。

カ 守秘義務対象資料の開示

第1次審査を通過した者に、守秘義務対象資料（各フロア詳細図面等）の開示を行う。なお、詳細は第1次審査通過者に連絡する。

守秘義務対象資料としては、現時点において下記の資料を予定している。

- ・（仮称）大阪新美術館実施設計図面
- ・VIサイン利用イメージ
- ・床材等内装仕上情報一覧

なお、守秘義務対象資料の開示を受けた者は、秘密保持誓約書（様式12-1）（様式12-2）及び守秘義務対象開示資料の破棄義務の遵守に関する報告書（様式13-1）（様式13-2）を提出すること。

(7) 提出期限

- ・秘密保持誓約書：令和3年1月8日（金）正午 （必着）
- ・守秘義務対象開示資料の破棄義務の遵守に関する報告書：令和3年3月31日（水）正午 （必着）

(イ) 提出方法

提出期限までに「本要項12」に記載の提出先に提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等により提出期限日時 必着 とする。送付の場合は、提出後必ず電話にて到着確認を行うこと。

(2) 第2次審査

ア 提出書類

(7) 「技術提案書」（様式14）

「本要項7」の(1)「第1次審査」のア(イ)①～④を表現した第1次審査のプレゼンテーション・パネルの内容に準じ、加えて下記の「新しい美術館のあるべき姿」が示すブランドイメージに合致する家具という要請に応え、寸法、材質、加工方法、接合方法等を含む、具体的な制作及び製作提案・選定提案を行うこと。なお、提案のなかに 少なくとも1件以上は制作及び製作提案を含めること。

「新しい美術館のあるべき姿」（大阪中之島美術館整備計画パンフレット建築編に掲載）

- ① 国内外から注目を集め世界に誇れる美術館
- ② これまでにない独自性を有した先進的な美術館
- ③ 賑わいにあふれたまちづくりを主導する美術館
- ④ 将来にわたり質の高い公共建築として利活用される美術館
- ⑤ さまざまな人と活動が交錯する都市のような美術館

※ 技術提案書はA4版用紙横片面5枚以内に記載すること。

※ 概念図、図像、イラスト、設計図等を用いることを妨げない。

※ 別紙1「業務委託仕様書」の2「業務内容」の(1)～(11)（以下、「予定制作」という。）に示す制作の一部を実施、技術提案書に記載することを妨げないが、提案時原型形での最終的な採用は保証しない。（委託業務の過程において修正を求める場合がある）

(イ) プレゼンテーション・パネル

上記(ア)の内容を視覚的に明示するA2版横パネル(スチレンボードなど簡便なパネルを支持体とすること)を作成すること。上限3枚まで、片面使用とすること。文字サイズは12pt以上とする(手書きは可とするが、12pt以下にならないよう留意すること)。表現方法(文字数、カラー/モノクロ、画像・イラストの有無)などは自由とする。

(ウ) 見積書(様式15)

イ 提出部数

(ア) は正本1部(記名・代表印を押印したもの)と副本10部(無記名・代表印なし)

(イ) は正本1部と副本10部(副本はA3縮小版の用紙とする。用紙は90g/m²とし、四方に5mm程度の縁を設けること。パネル化はしないこと)

(ウ) は正本1部(記名・代表印を押印したもの)と副本10部(無記名・代表印なし)

※ 上記アの「提出書類」(ア)(イ)をPDFデータ化し、データ名称にアの「(ア)「技術提案書」「(イ)プレゼンテーション・パネル」の名前をつけ、1枚のCD-ROMにまとめてデータ提出すること。

※ (ア)については、無記名・代表印なしの副本をデータ化すること。

※ (イ)については、本プロポーザルに応募した参加者名を特定できるような表記を行わないこと。

ウ 提出期間

令和3年3月1日(月)～3日(水)午後5時まで(必着)

エ 提出方法

提出期限までに「本要項12」に記載の提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等により提出期限日時必着とする。送付の場合は、提出後必ず電話にて到着確認を行うこと。

オ プレゼンテーション

審査会場は大阪市内とする。プレゼンテーションは、提出書類ア(ア)、(イ)と同じ、もしくはそれらを編集した内容とすること。日時・開催場所等詳細は、様式3-1、様式3-2に記載の担当者Eメールアドレス宛てに別途通知する。プレゼンテーションで使用するすべての資料(デジタルデータを含む)はPowerPointやKeynote等によって作成されたファイル(1ファイルまで。ファイルの大きさやページ数は問わない)形態に限るが、合わせて、ア(イ)のプレゼンテーション・パネルを使用してもよい。

日程：令和3年3月中旬

時間：各35分程度(内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度とする)

カ プレゼンテーション当日持参及び使用物

プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは本機構が用意するが、パソコンやデータは各自持参すること。ケーブルの種類やパソコンとの接続の詳細については、別途通知する。

キ 第2次審査の結果通知

第2次審査の参加者に対し、令和3年3月中旬（予定）に、様式3-1、様式3-2に記載の担当者Eメールアドレス宛てに通知する。

(3) 第2次審査プレゼンテーションへの支払

- ア 第2次審査参加者に対して200千円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。ただし、本プロポーザルで選定された受託予定者には支払わない。
- イ プレゼンテーション内容に他者作の盗用や他者の著作権等の知的財産権を侵害する恐れがあると認められた場合は支払わない。また、支払い後であっても、200千円の返還を求める。
- ウ 上記イの返還にかかる費用は参加者の負担とする。

8 選定に関する事項

第1次審査、第2次審査においては、下記(1)の評価項目について有識者会議で意見聴取の上、本機構が受託予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。また、第1次審査の点数は第2次審査に加えない。

(1) 選定基準・方法

ア 第1次審査

評価項目	内容	配点
実績・体制		30点
実績	本業務にふさわしい業務実績があるか、提出書類の「ポートフォリオ」で審査を行う。	10点
体制	本業務にふさわしい実施体制であるか、提出書類の「事業実施体制提案書」で審査を行う。	20点
提案内容		70点
企画力・コンセプト 実行・実効性 機能性 独創性	「本要項7」の(1)「第1次審査」の ア(イ)①~④の要請内容をふまえて、大阪中之島美術館の方針や活動、建物設計コンセプトと空間を十分に理解しているか、美術館活動や来館者体験の質の向上に資する独自の提案がされているか、またその内容は妥当なものか、本業務の目的を達成するための必要な手続きについての的確な提案がされているか、要求する品質を担保する提案として内容は優れているか、応募者のポテンシャルが発現しているか等、企画力・コンセプト、実行・実効性、機能性、独創性という観点について「プレゼンテーション・パネル」で総合的に審査を行う。	70点
合計点		100点

イ 第2次審査

評価項目	内容	配点
提案内容		100点
企画力・コンセプト	大阪中之島美術館の方針や活動、建物設計コンセプトと空間を十分に理解し、そこから導き出される要請に応える企画・コンセプトを品質、機能及び造形・意匠を含む具体的な案をもって提示できているか。大阪中之島美術館のブランドイメージに資する、品格を有するものか。	30点
実行・実効性	提案内容が確実な実行性を有しているか。また提示されたコンセプトや効果が実効性を伴うものか。製作コストに直結する材質、加工方法等がコンセプトに照らしあわせて妥当なものか。	25点
機能・耐久性	来館者の美術館体験及び美術館職員の日常業務に対する十分な理解が提案に内包されているか。快適性、安全性、耐久性、維持管理の容易性等、プロダクトデザインと家具製作の基本が造形・意匠と引き換えられることなく提案の根底を成しているか。	25点
独創性・意匠	大阪中之島美術館の方針にふさわしい明確なデザイン思想が提案に内包され、意匠的に表現されているか。その応募者のポテンシャルや勢い、意気込みを発現しているか。	10点
価格	提案内容に見合った価格となっているか。	10点
合計点		100点

※提案内容の各項目については、提出書類及びプレゼンテーションにより総合的に採点する。

ウ 同点の場合

(ア) 第1次審査

5位評価者が複数生じた場合、下記のとおり第1次審査通過者を決定する。

「提案内容」の点数が高い提案者を第1次審査通過者とする。

「提案内容」が同点だった場合は、「体制」の点数が高い提案者を第1次審査通過者とする。

すべて同点だった場合は、有識者会議で意見聴取の上、本機構が決定する。

(イ) 第2次審査

1位評価者が複数生じた場合は、下記のように受託予定者を決定する。

「企画力・コンセプト」合計点が高い提案者を受託予定者とする。

「企画力・コンセプト」も同じ場合、「実行・実効性」合計点が高い提案者を受託予定者とする。

「実行・実効性」も同じ場合、「機能・耐久性」合計点が高い提案者を受託予定者とする。

「機能・耐久性」も同じ場合、「独創性・意匠」合計点が高い提案者を受託予定者とする。

評価項目がすべて同点だった場合は、有識者会議で意見聴取の上、本機構が決定する。

エ 提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断された場合は、受託予定者を選定しない場合がある。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が応募すること。
- イ 同一応募者が複数の応募を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、選定結果の公表までの間、直接、間接を問わず、故意に接触を求めると。
- エ 他の応募者と提出書類及び提案の内容について相談を行うこと。
- オ 選定終了までの間に、他の応募者に対して提出書類及び提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された提出書類が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ 見積書に記載の金額が「本要項2」の(3)「契約上限金額」を超えているもの。
- コ 他者の作品を盗用した疑いがある場合

(3) 選定結果の公表

第1次審査、第2次審査とも、本機構ホームページで審査結果を公表する。いずれの審査結果とも、審査通過者、受託予定者だけでなく、すべての応募者名を公表し、各々の審査点数も公表する。(但し、応募者名から審査点数が特定できない公表方法とする)

9 その他

- (1) 「本要項6」応募手続きに関する事項、「本要項7」審査に関する事項(1)「第1次審査」及び(2)「第2次審査」にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、審査・受託予定者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。
- (4) 期限後の書類の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 第1次審査、第2次審査に提出された書類及びプレゼンテーション内容の著作権は、参加者に帰属する。
- (6) 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については委託者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- (8) 受託予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合には、第2次審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。
- (9) 「本要項3」の(4)の別紙3「著作権に関する特約条項」と別紙4「製造物責任法に関する特約条項」を必ず読み、参加申請書(様式3-1もしくは様式3-2)の4 確認事項のチェック欄へ☑を入れること。

10 説明会、質問の受付にかかる書類等提出先及び本プロポーザル案件の公募にかかる問い合わせ先

担当：大阪中之島美術館準備室（林野、大下）

住所：〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階

電話：06-6469-5194

E メールアドレス：info@nak-osaka.jp

※ 受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く。

11 参加申請にかかる書類等提出先

担当：地方独立行政法人大阪市博物館機構事務局総務課 契約担当

住所：〒540-0008 大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 32 号 大阪歴史博物館内

12 第 1 次審査、第 2 次審査等にかかる書類等提出先

担当：大阪中之島美術館準備室（林野、大下）

住所：〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階

電話：06-6469-5194

※ 受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く。

問い合わせ先

担当：大阪中之島美術館準備室（林野、大下）

住所：〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階

電話：06-6469-5194

E メールアドレス：info@nak-osaka.jp